

有効期間満了日 令和7年3月31日

熊交規第128号

令和3年2月17日

大規模災害に伴う交通規制計画の策定について（通達）

みだしのことについては、「大規模災害に伴う交通規制計画の策定について」（平成29年12月22日付け熊交規第688号。以下「旧通達」という。）に基づき実施してきたところであるが、九州縦貫自動車道の北熊本スマートインターチェンジ及び人吉球磨スマートインターチェンジの供用に伴い、別添「大規模災害に伴う交通規制計画」のとおり実施することとしたので、大規模災害発生時に交通対策に従事することが予想される全職員への教養を徹底し、その運用に誤りのないようにされたい。

なお、取扱いのない所属にあっても災害対策における参考とされたい。

また、本通達の実施に伴い、旧通達は廃止する。

※ 別添（略）